



今日から始める！ エシカル消費

エシカル消費とは

エシカル(※)消費とは、地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のことです。

私たち一人一人が、社会的な課題に気づき、日々のお買物を通して、その課題の解決のために、自分は何ができるのかを考えてみることで、これが、エシカル消費の第一歩です。

(※) エシカル=倫理的・道徳的

人・社会への配慮

日々の買い物の中で、あなたはどのような基準で商品を選んでいきますか？例えば、チョコレートを選ぶとき、それが「フェアトレード」商品かどうかを意識したことはありますか？

「フェアトレード」とは、発展途上国でつくられた製品を適正な価格で取引し、貧困地域の労働者の生活向上を目指す取り組みのことです。私たち消費者は安く手に入れば嬉しいかもしれませんが、その安さを実現させるために、児童労働が行われていたり、適切な対価が支払われていないかもしれません。



商品やサービスの裏側を考えてみませんか？

エシカル消費

地域への配慮

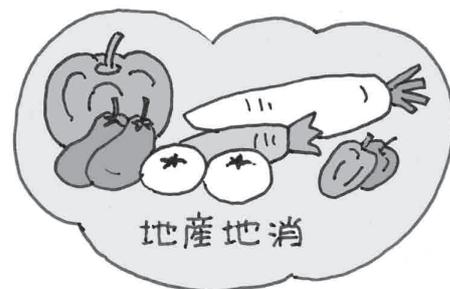
その地域で生産したものをその地域で消費することを「地産地消」と言い、消費者は新鮮でとれたての食材が手に入り、自分の住む地域の生産者の収入につながる地域に配慮した消費スタイルです。

また、地元で買い物をして地域の活性化に貢献することや、自然災害にあった地域や風評被害で困っている地域などの産品を購入し、間接的に応援することも地域に配慮した消費スタイルです。

生産者や生産地域を意識してお買い物をしてみませんか？



被災地を応援



地産地消

環境への配慮

お買い物のときにマイバックを持参する、マイボトルを利用する、食品ロスを減らすなど、私たちの日々の暮らしの中で、少し意識をして消費行動を変えることで環境への負荷を減らすことができます。

大量生産、大量消費、大量廃棄の暮らしを続けることによって、地球温暖化や海洋汚染などが発生し、生態系の破壊が深刻化しています。

必要なものを必要な量だけ、使い捨てのものより長く使えるものを選びましょう。



私たちの買い物が社会を変える！

私たちは日々の買い物を通じ、社会に影響を与えることができます。いきなり今日からすべての買い物を「エシカル」を基準にすることは、とても難しいことです。

商品を手にとるとき、何かを消費するときに、これは「環境に良いものなのか」「どこで作られたものなのか」を少し意識してみてください。その行動が「エシカル消費」です。

社会を変えるために、できることから始めましょう！

**エシカル消費を
実践しよう！**

参考資料

消費者庁
<https://www.ethical.caa.go.jp/ethical-consumption.html>

第40回 新宿区くらしを守る消費生活展を開催しました。

1月24日から1月28日に新宿区役所本庁舎1階の展示ロビーにおいて、「第40回新宿区くらしを守る消費生活展」を開催しました。新型コロナウイルス感染症の影響により、パネル展示のみとなりました。

今回の消費生活展のテーマは、「**私たちのくらしとエシカル消費**」です。

新宿消費者団体連絡会を中心に9つの消費者団体が、コロナ禍で活動も制限される中、日ごろの成果をもとに工夫を凝らした展示を行いました。区役所本庁舎1階という場所柄、

区役所に訪れた幅広い世代の層に見ていただくことができました。

第40回テーマ

私たちのくらしとエシカル消費

新宿区長
吉住 健一



新宿区くらしを守る消費生活展は、昭和50年に第1回を開催し、今年で40回を迎えることができました。開催に際しましては、消費者団体の皆さまにご協力いただき厚く御礼申し上げます。

第40回消費生活展のテーマは「私たちのくらしとエシカル消費」です。

エシカル消費とは、「地産地消」や「フェアトレード」、「食品ロス」など、人や社会・環境に配慮した消費スタイルです。新型コロナウイルス感染拡大防止の影響により、生活様式が変化した今だからこそ、私たち消費者一人ひとりが日々の暮らしを見つめ直し、エシカル消費を意識した行動がより良い社会をつくることに繋がります。この消費生活展で一人でも多くの方にエシカル消費を知っていただき、実践していただきたいと思えます。

新宿区では、今後も引き続き区民の皆さまが安全で安心して暮らせるよう消費者行政の推進、啓発活動に全力で取り組んでまいります。

新宿区くらしを守る消費生活展

新宿区くらしを守る消費生活展は、新宿区で活動する消費者団体の日ごろの活動で得た有用な情報を、区民の皆様に発表する場として開催しています。

コロナ禍で活動も制限される中、消費者団体が区民の皆様にお知らせしたい情報を今年度はパネルを中心にまとめましたので、ぜひご覧ください。

新宿区消費生活展実行委員会

区長パネル



会場全体

令和3年度 第2回新宿区消費生活地域協議会について

令和4年2月10日(木)、第2回新宿区消費生活地域協議会を书面開催し、消費者教育の推進と消費者安全の確保について協議いたしました。

消費者教育の推進では、成年年齢引き下げを見据えた消費者教育について、また、未成年者の

ゲーム課金トラブルなど若者に多い契約トラブルについて、情報を共有いたしました。

消費者安全の確保では、令和3年度悪質商法被害防止ネットワーク連絡会の実施、自動通話録音機の貸出し事業について報告いたしました。

偽通販サイトにご注意!!

百貨店や大手メーカーの名称をかたる偽通販サイトに注意してください。見慣れたロゴマークや名称でも、安心しないで、申し込む前に、必ず会社の情報とメールアドレス等を確認してください。

(相談事例1)

スマートフォンでSNSを見ていたところ、「大手百貨店の支店が閉店することになったので、ブランドの商品を格安で販売する」という広告を見つけ、広告から通販サイトに入った。そこで、大手百貨店の名前とロゴマークを見て安心だと思い、28万円のブランドバックが1万8,000円と格安で販売していたので購入することにした。氏名、住所、電話番号、メールアドレスを入力し、支払い方法は代金引換しか選べなかったため代金引換を選び、申込のボタンを押した途端、注文完了となった。注文完了メールが届かなかったため不安になり百貨店の公式ホームページを確認し、偽サイトの注意喚起を見つけた。どうすればいいか。

(相談事例2)

メーカーの公式通販サイトと思い込み、セール品の掃除機を購入した。代金8000円はクレジットカードの翌月一括払いで決済した。決済後、3営業日以内に発送と記載があったはずが、1週間経っても商品が届かず、不安になり、メーカーのホームページから公式通販サイトに入り、偽サイトの注意喚起がされていることを確認。アドレスから偽サイトで購入したことがわかった。クレジットカード会社に問い合わせたところ、自分の決済した金額以上の金額が決済されていた。請求先も聞いたことのない会社名だった。数日後に関係ない不審な荷物が海外から届いた。どうすればいいか教えてほしい。

ア ド バ イ ス

- 百貨店が通販サイトで**高級ブランド品を格安で販売**することは通常ありません。
- 百貨店やメーカーの公式ホームページで偽サイトの注意喚起を行っている場合があります。**契約前に確認**しましょう。
- ネット通販を利用する際は、商品を購入する前に**販売サイトの会社名、住所、メールアドレス**等、隅々まで確認しましょう。
- 代金引換で宅配業者に代金を支払って商品を受け取ってしまうと、あとで**商品が偽物**だとわかってても宅配業者からの返金は困難です。
- 偽通販サイトにクレジットカード番号を伝えてしまった場合は、速やかにクレジットカード会社に**クレジットカード番号の変更等について相談**しましょう。

何か困ったことがあれば、**新宿区立新宿消費生活センター**（☎ 03-5273-3830）までご相談ください。



相談員コラム

成年年齢が、2022年4月から、現行の20歳から18歳に引き下げられます。過去に20歳に達した直後にマルチ商法等の悪質事業者のターゲットとなった事例もあり、今まで保護されていた18歳、19歳を狙った消費者被害の増加が懸念されています。インターネットに慣れ親しんだ若者の特徴として、契約のきっかけ

がSNS、マッチングアプリというケースが増加しており、自身が消費者被害にあっていることに気づいていないケースも見受けられます。簡単に儲かる、すぐに元がとれると消費者金融の借入れを強要してくる業者もいます。インターネット上で初めて知り合った人だけでなく、昔の知り合いであったとしても、「すぐに高収入が得られ、簡単に儲かる。」と勧誘されたら要注意です。トラブルに巻き込まれた時は新宿区立新宿消費生活センターに相談してください。

商品購入・契約などの
トラブルでお困りの
区民の皆様のために

新宿消費生活
センター
相談室

電話番号 03-5273-3830

所在地 新宿区新宿5-18-21 新宿区役所 第二分庁舎3階

相談日 月～金曜日（祝日等を除く）

▶電話相談＝午前9時～午後5時 ▶来所相談＝午前9時～午後4時30分

※新型コロナウイルスの感染症の状況によっては、来所相談を休止している場合がありますので、事前に、お問い合わせください。